

地域農業計画実践支援事業

1 事業の趣旨

地域計画等の実現のため、地域の中心となる経営体の規模拡大や地域資源を活用した多角化の取組、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設等の整備を支援します。

2 主な事業内容

(1) 担い手育成型

地域計画等の実現に向けた取組に必要な機械・施設等の導入を支援（パイプハウス、生産管理用機械、畑地・樹園地造成、育苗施設、牛舎、堆肥舎等）

(2) 地域資源活用型

事業実施主体自らが生産した農畜産物等を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組む場合に必要な機械、施設の導入を支援

(3) リーディング経営体育成型

リーディング経営体の目標達成に必要な機械・施設等の導入を支援

3 事業実施主体及び補助率

区分	1 担い手育成型		2 地域資源活用型	3 リーディング経営体育成型
対象品目	○園芸等、畜産 ・園芸等：野菜、花き、果樹、工芸作物、特用林産物（原木しいたけ除く）等 ・畜産：肉用牛、乳用牛、飼料作物	○土地利用型作物（水稲・麦・大豆・そば）	○流通・加工処理機械施設（地域で生産又は採取した農畜産物及び地域特産品）	○園芸等、畜産、土地利用型作物、流通・加工処理機械施設
事業実施主体	①中心経営体である法人（中心経営体（認定農業者等に限定）のうち、3戸以上の農家で組織する） ②中心経営体等で組織する団体（3戸以上の農家、かつ、中心経営体（認定農業者等に限定）が過半数を占める） ③農協の生産部会（受益者が3戸以上であって、中心経営体（認定農業者等に限定）が過半数） ④農協（貸付可） ⑤全農（貸付可） 【GX】化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。	①中心経営体である集落営農組織（中心経営体のうち、3戸以上の農家で組織された団体で、特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織） 【GX】化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械に限る。	①中心経営体である法人（中心経営体（認定農業者等に限定）のうち、3戸以上の農家で組織する） ②中心経営体を含む団体（3戸以上の農家等で組織され、かつ、中心経営体（認定農業者等に限定）を含む団体）	次の条件を全て満たす者 ①中心経営体 ②認定農業者 ③経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画を作成した者。
補助対象	①基盤整備、②生産管理用機械整備、③生産施設整備		流通・加工処理機械施設	担い手育成型及び地域資源活用型と同じ
補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)	3/10 (県1/5、市町村1/10)	1/2 (県1/3、市町村1/6)	
上限事業費	2,000万円 (牛舎は5,000万円)	1,000万円	2,000万円	1,500万円

4 主な要件

- (1) 事業は単年度で完了すること
- (2) 整備内容ごとに 50万円以上 であること
- (3) 耐用年数が 概ね5年以上20年以下 のものであること
- (4) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
- (5) 成果目標の達成に直結するものであり、既存機械等の単純更新ではないこと